

消費生活センターだより

第42号
平成30年4月

3月15日（木）及び16日（金）の2日間にわたり、旭市社会福祉協議会の要請を受け、消費生活出前講座を開催しました。

参加された「心配ごと相談員」「日常生活自立支援事業生活支援員」の方々は、日頃から地域住民に密着した支援をしているため、「地域連携」による消費者トラブルの未然防止が重要といわれる中、センターにとっても非常に有意義な講座となりました。

講座内容は、最近特に相談の多い「定期購入」に関するトラブルや、「架空請求」についての事例紹介とその対処法などについて説明し、講座後には質疑応答も含め活発な討議がされました。



日常生活自立支援事業生活支援員の方々



心配事相談員の方々

平成30年4月の週末出張相談会

日時：4月14日（土）9：00～16：00

場所：干潟公民館 2階 第3会議室



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました NO.42 ～「悩みを聞いただけでお金がもらえる」というメール～ きっかけは迷惑メール

Q

スマートフォンに、「悩みを聞いただけでお金がもらえる」といった内容のメールが届いた。

サイト内のメールボックスで社長と名乗る人物と何度かやり取りすると、高額な金額を自分に送金してくれるということになった。

あまりに高額だったため不信に感じたが、サイト側から既を送金準備は整っているという内容のメールが頻繁に届き、つい信用してしまった。

「サイト内ではなく、個人のアドレスと直にやり取りすればお金がかからない」と言われ、会員登録料・文字化け解除料等をクレジットカードで支払った。

その後も様々な名目でお金を請求され、途中で詐欺ではないかと思い消費生活センターに相談した。



A

出会い系サイトに知らない間に誘導され、高額な料金を請求される事例です。

サイトや個人メールのやり取りは、時間が経つと見るができなくなるケースが多いので、早期にスクリーンショットでなるべく多くの証拠を保存し、警察にも相談するよう助言しました。(数日後、サイト内のメールボックスのやり取りは見るができなくなっていました。)当センターで被害に遭った経緯を書いて、証拠のやり取り等添付し、クレジットカード会社と決済代行会社へ送付しました。多くの証拠があったことと、クレジットカード会社が間に入ってくれたことで全額返金に結びつきました。



●悩みを聞いて欲しい等相手を気遣うあまり、メール交換がやめられなくなったり、支払った費用を取り戻そうという心理が働き、相手からお金を貰うまで更にメール交換をして被害額を高額にしてしまいます。

●サイト業者がサクラを用いていることの証明は困難で、お金を取り戻すことが難しいケースもあります。

ネットで知り合ったメール交換相手を簡単に信用しないようにしましょう。(相手が実在するか、メール内容が本当かという確認は困難です。)

●やり取りをなるべく多く証拠としてデジカメで撮影したり、スクリーンショット等で保存し、消費生活センターに早めに相談してください。